



■ 産業財産保護法全面改正～主な改正点～

2020年07月01日、米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)の発効に伴い、メキシコでは知的財産に関する法改正が行われました。これまでの産業財産法(Ley de la Propiedad Industrial)に代わり、連邦産業財産保護法(Ley Federal de Protección a la Propiedad Industrial)が制定され、11月5日に施行されますので、主な改正点をご紹介します。

(1) 商標権の権利存続期間、起算日の変更

これまで、商標登録出願日から10年とされていた商標権の権利存続期間が、商標の登録日から10年に変更されました。

(2) 商標権部分的取消の採用

商標権の不使用取消審判や無効審判において、不使用部分にかかる部分的取消が認められるようになります。なお、これは新法に基づき出願、登録、更新された商標に適用されます。

(3) 同一の主張及び証拠に基づく、商標登録異議申立と無効申立の併用不可

商標登録異議申し立てが為された商標に対して、同一の主張及び証拠に基づく無効申立ができないことが規定されました。

(4) 実用新案権の権利存続期間の変更

これまで、実用新案権の権利存続期間は、出願日から10年とされていましたが、出願日から15年間と延長されています。なお、新法発効前に登録された実用新案権であっても、対応する年金を支払うことにより、その権利を最大15年間維持することが可能です。

(5) 侵害訴訟における和解の積極的導入

これまででも和解に努める旨の条文はあったものの、本改正により、具体的な和解の手続について規定が設けられました。判決が出される前であれば、当事者はいつでも和解を申出ることができます。

なお、現在係争中の訴訟等については、新法施行後も旧法に基づくこととなります。

このほか、対症療法薬について、産業財産庁(IMPI)と連邦衛生リスク対策委員会(COFEPRIS)とが協力し、特許連携システムを運用することも定められています。これまで、産業財産法に関する規則において規定されていましたが、この度の改正により法レベルにおいて特許公報での開示等が定められ、新法の公示から120営業日後に発効するとされています。新しい連携システムの詳細は、今後定められることが予想されます。

■ 大事な自社技術やブランド、「財産」として保護できていますか？

社名や商品名、自社の製品・サービスの核となる技術・デザインなどは、知的財産権として権利化することで保護することが可能です。権利化を図ることで、それらを独占し、競争力を持つことができますし、だれに、どのような条件でライセンスするかなど、事業提携を戦略的に進めることもできます。また、資金調達やM&Aの際に、自社の企業価値を裏付けるものとして活用することができます。

ただ、知的財産権は国ごとの権利になりますので、日本で取得した権利は、日本でしか効力を持ちません。外国でも権利が必要な場合、別途その国で出願する必要があります。複数の国で権利化を図る場合、直接出願のほか、次のような国際出願制度を活用することも可能です。

- ・特許 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願
- ・意匠 ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願
- ・商標 マドリッド協定議定書による国際出願

日本もメキシコも、これらの条約に加盟していますので、日本の特許庁を経由した国際出願を基礎として、メキシコでの国内手続への移行も可能ですし、その逆も然りです。

弊事務所では、メキシコの知的財産権に関する相談も承っておりますし、グループ各事務所では各々の国の知的財産権に関する相談を承っておりますので、他国への出願等に関しましても、弊事務所にご連絡いただけましたら、各事務所と連携して対応することも可能です。お気軽にご相談ください。

*グループ事務所所在地

タイ、マレーシア、ミャンマー、エストニア、イスラエル、フィリピン、バングラディッシュ、日本(東京・大阪)

■ 9月の主な法律・規則等の改正・制定情報

公示日	施行日	法令・規則	
8月3日	8月4日	Acuerdo por el que se establecen como actividades esenciales las que se indican.	制定
8月13日	2021年 2月9日	Ley General de Transparencia y Acceso a la Información Pública	改正
8月13日	8月13日	Acuerdo mediante el cual se da a conocer la liga de internet en donde puede consultarse el Acuerdo de la Junta de Gobierno del Centro Federal de Conciliación y Registro Laboral por el que se aprueba el Estatuto Orgánico del Centro Federal de Conciliación y Registro Laboral.	制定
8月25日	8月26日	Acuerdo por el que se reciben electrónicamente las solicitudes de renovación de reservas de derechos al uso exclusivo, por causa de fuerza mayor, de manera especial y temporal, ante la Dirección de Reservas de Derechos del Instituto Nacional del Derecho de Autor.	制定
8月26日	8月27日	Acuerdo por el que se da a conocer al público en general el medio de difusión de los trámites y servicios que se reactivan en la Secretaría de Gobernación a través de medios electrónicos, con motivo de la emergencia sanitaria generada por el coronavirus SARS-CoV2 (COVID-19).	制定
8月28日	9月2日	Acuerdo por el que se sujeta a permiso automático previo las exportaciones de diversas mercancías de acero.	制定
8月28日	8月29日	Acuerdo por el que se establece la metodología para la creación y modificación de los números de identificación comercial.	制定

■ ご案内

この度 弊事務所は下記に移転いたしましたので謹んでご案内申し上げます。

新所在地: Hegel 153, 901, Col. Polanco V Sección, Miguel Hidalgo, C.P.11560, Ciudad de México, México

なお、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染防止のため、弊事務所では、引き続き、全従業員の在宅勤務を行っております。そのため、メールまたは担当津村までお電話にてご連絡いただけますと幸いです。

皆様大変な状況かと思いますが、協力してこの事態を乗り越えていければと存じますので引き続きよろしくお願い申し上げます。



TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V. (TNY 国際法律事務所)

Address

Hegel 153, 901, Col. Polanco V Sección,
Miguel Hidalgo, C.P.11560, Ciudad de
México, México.

Contact



(+52) 55-5464-2616



info@tnygroup.biz



<https://www.tny-mexico.com>